

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に A 市役所、58 年 5 月に B 市役所で国民年金に加入手続をして以降、国民年金保険料はすべて C 銀行（当時）又は D 銀行で納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月の任意加入以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①及び②は、いずれも 3 か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の夫は、昭和 44 年 4 月以降、38 年間にわたり継続して同一の企業に勤務し、経済的に安定していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 58 年\*月に父が加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料は定期的に父が納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 58 年\*月に国民年金に加入以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間が無い上、前納制度を利用するなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①及び②は、いずれも 3 か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとなっている。

さらに、社会保険庁の記録で確認できる、昭和 59 年 4 月以降の保険料は、申立期間を除き、すべて納付期限内に納付されていることから、申立人の主張どおり、申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私は、祖父と一緒に昭和52年4月か5月にA市役所に国民年金の加入手続きに行き、「51年2月から52年3月までの14か月が未納となっているので過去にさかのぼって納付した方がよいですよ。」と言われ、申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって納付したはずなのに、申立期間が未納の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和51年\*月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は14か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間に近接する昭和52年度から60年度までの納付済期間については、前納制度を利用しているなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年5月25日の時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるので、過去にさかのぼって納付したという申立内容は合理性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から同年9月までの期間、45年1月及び54年6月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から同年9月まで  
② 昭和45年1月  
③ 昭和45年2月から50年8月まで  
④ 昭和50年9月から54年3月まで  
⑤ 昭和54年6月から55年3月まで

私は、今までずっと国民年金保険料を納めてきたはずであり、10年間全く納めなかったということは考えられないので、申立期間がすべて未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年3月に払い出されており、申立期間①は8か月と短期間で、現年度納付が可能である上、同年10月から44年12月までは納付済みであることから、申立人は申立期間①についても同様に国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人の所持している国民年金手帳の検認記録欄から、一度保険料が納付された後に、保険料が還付されていることが確認できるが、社会保険庁の記録により、申立人の夫が昭和45年2月2日に厚生年金保険に加入したことが確認できるので、同期間は強制適用被保険者として取り扱われるべき期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われていることから、誤った事務処理が行われたものと認められ、この期間については納付済期間とする必要がある。

さらに、申立期間⑤については、10 か月と短期間であり、昭和 55 年 4 月以降はすべて納付済みである上、特殊台帳の記録から、54 年 4 月及び同年 5 月の保険料を 55 年 11 月 25 日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間⑤についても同様に、申立人は保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 45 年 1 月の検認記録欄に「資格喪失」とゴム印が押され、同年 1 月から同年 9 月までの保険料が 46 年 8 月 20 日に申立人に還付されていることが確認できることから、申立期間③は、国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間である。

また、申立期間④について、申立人は、保険料の納付場所、金額及び納付方法についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から同年 9 月までの期間、45 年 1 月及び 54 年 6 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで  
③ 昭和52年10月から同年12月まで  
④ 昭和59年2月から同年9月まで  
⑤ 昭和60年7月から同年9月まで

昭和60年ごろに、A町役場の職員が来訪し、今、20万円納付すれば皆と同じように年金が支給されると説明され、国民年金保険料を納付した。未納期間があるのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっており、申立人は昭和49年4月から54年3月までの任意加入期間について、申立期間②及び③を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立期間⑤は3か月と短期間であり、申立人は、近接する昭和59年10月から60年6月までの期間の保険料を過年度納付しており、一緒に納付したとする妻は申立期間⑤を含めて59年10月から61年11月までの期間の保険料を過年度納付していることから、申立人の申立期間⑤についても納付があったとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が旧A町で昭和39年5月8日に払い出された時点では、申立期間①のうち37年3月以前の期間は時効により納付できず、申立人が納付したと主張する昭和

60年以降においては特例納付期間中ではなく、保険料を納付することはできない。

また、申立期間④については、申立人の妻の納付記録も未納となっており、ほかに保険料の納付があったことを示す事情を見出すことができない。

さらに、申立期間①及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から48年3月まで  
② 昭和55年7月から同年9月まで

昭和43年2月ごろ、年金はとても大切なものだからと亡くなった母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は妹の分と一緒に集金人に納付していたのに申立期間①の保険料が未納となっているのは納得できない。また、母が亡くなった後は、私が妻の分と一緒に、集金人か金融機関で保険料を納付していたのに、申立期間②の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料の納付意欲の高さがうかがわれ、生活状況に特段の変化も認められないため申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人は、申立期間①の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年5月であることが確認でき、その時点において少なくとも46年3月以前の保険料は時効により納付することができず、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果からも別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人の母が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする

申立人の妹も申立期間①当時の保険料は未納となっており、申立内容とは相違している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 6 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に会社を退職し厚生年金保険をやめたが、失業保険を受給していたので第 1 号被保険者として国民年金に加入した。申立期間の昭和 62 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人が納付したと記憶している国民年金保険料額は申立期間の法定保険料額とほぼ一致しており、納付方法等についても具体的に述べており、申立人が保険料を納付したという申述に特段の不自然さはみられない。

また、申立人は申立期間及び任意加入対象期間中等の未加入期間を除き、保険料は納付済みである上、申立期間以後に厚生年金保険と国民年金の変更手続を適切に行っていることから、年金に対する意識及び納付意欲が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から同年9月まで  
② 昭和48年7月から49年6月まで

私は、A（地名）に住んでいたときに国民年金に加入し、将来、年金を受給するため、厚生年金保険の脱退手当金も受けずに国民年金の資格変更手続も変更があった都度行い、国民年金保険料もきちんと納付してきたはずである。申立期間については、さかのぼって納付できる時期があり、納付時期や納付額の記憶は無いが、まとめて納付した記憶がある。60歳で納付を終えたので、領収書は廃棄してしまったが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまで未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳により48年7月にさかのぼって強制で被保険者資格を取得していたことが確認できる上、49年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、手帳記号番号の払出しを受けた時点において、48年10月から過年度納付が可能であったことから、申立期間②のうち48年10月から49年6月までを納付したものと考えても特段不自然ではない。

2 一方、申立人の手帳記号番号の払出しは申立人の前後の任意加入者の手帳記号番号から第2回目の特例納付期間中である昭和50年12月に払

い出されていることが確認できるが、申立人が所持する年金手帳の記載により、当初、国民年金の資格取得年月日は48年7月1日（強制加入）と記録されていたことが確認でき、その時点において申立期間①は未加入期間であったため保険料は納付できない期間であり、申立期間②のうち48年7月から同年9月までの期間は時効により納付できず、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人の年金記録は、申立人及びその夫の厚生年金保険の被保険者期間にあわせて複数の資格記録の追加が行われており、申立人が所持する年金手帳に国民年金の資格取得年月日が47年7月1日から45年3月16日に訂正された形跡が見られ、その資格変更は社会保険庁の記録により、60年10月に行われたことが確認でき、最後の特例納付期間である55年6月30日を大きく経過していることから、資格変更が行われた時点では申立期間①の保険料は特例納付等により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち昭和48年7月から同年9月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から43年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から43年3月まで

私が20歳になったとき、長姉がA町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を支払ってくれた。家業はB(業種)で、長姉、長姉の夫、次姉、三姉、四姉及び自分の6人が携わり、両親は若くして隠居し、店と家計の切り盛りは長姉が中心であった。保険料の集金は地区の当番のような人が来て、母親、姉たち及びその夫の保険料を納めていた。ほかの家族は納付済みであるのに、申立期間が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、同居していた申立人の長姉、長姉の夫及び四姉は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間を含め長期間納付済みとなっており、申立人の母も10年年金に加入し、国民年金保険料を完納しているなど、申立人一家の国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、その長姉が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてくれたと申述しているところ、その長姉は、申立人が20歳になったころにA町役場で加入手続きを行い、保険料は納税組合の集金人に支払ったと証言しており、その証言は具体的であり、不自然さは見当たらない。

さらに、A町では、申立期間当時、納税組合が集金業務を行っていたことを確認済みであり、申立人が納付したとする保険料の額は、当時の保険料額と概ね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、明治45年生まれの母が63歳で亡くなったのを機に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。昭和56年1月から同年3月までの3か月間、付加保険料を含めて納めていたはずなのに未納となっていることは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し始めて以降、申立期間を除いて未納は無く、申立期間の前後は付加保険料を含めて納付済みである上、申立期間は3か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

また、申立人の夫は、昭和36年4月から約36年間にわたり継続して同一企業に勤務し、経済的に安定していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から49年3月  
② 昭和49年10月から同年12月

私は、昭和42年4月から厚生年金保険に加入していたが、母の事業所を手伝うため46年2月に会社勤めを辞め、父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていた。店の前に市役所の集金用マイクロバスが来て、父又は母が保険料を納付していたのを見た記憶がある。申立期間①及び②が未納となっていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和49年4月以降、申立期間②を除き60歳になる前月の平成21年\*月まで長期間にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間②の前後は納付済みであり、申立期間②は3か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和49年7月に払い出されていることが確認でき、申立期間について、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、昭和49年7月時点で、申立期間のうち46年2月から47年3月までは、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①当時居住していたA市では、移動出張所

としてのマイクロバスの運行は、昭和 55 年 6 月ごろまで実施されていたが、保険料の徴収業務については 46 年 3 月で廃止し、それ以降は納付書方式を導入していることを確認済みであり、申立期間①の大部分においてマイクロバスによる集金は行われていないことから、申立内容と相違している。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の父は既に他界しており、納付の実態が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで  
私が20歳になったときに、親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の3か月についてだけ、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年\*月から国民年金に加入し、厚生年金保険被保険者の配偶者となった53年12月以降も任意で国民年金に加入し、申立期間を除き、第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人の亡夫は、昭和51年4月から申立期間を含む平成7年10月まで法定免除期間となっており、申立人は、生活が苦しいときは実家の両親が援助してくれたと述べているところ、申立期間の前後は長期間納付済みであることから、3か月と短期間である申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が社会保険事務所において保管されておらず、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 1148

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和63年10月から平成元年9月までは38万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から6年1月までは44万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月1日から平成6年2月28日まで  
年金の裁定請求のため社会保険事務所を訪れた際に、A社で働いていたときの標準報酬月額が8万円になっていると説明を受けたが、当時の私の給料は35万円くらいだったので、適正な額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約10か月後の7年1月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、昭和63年10月から平成元年9月までの期間については38万円から、同年10月から4年9月までの期間については41万円から、同年10月から6年1月までの期間については44万円から、それぞれ8万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる上、申立人は、「当該事業所においてB営業所長であったが、C（職種）を担当しており、社会保険の届出担当ではない。」と供述しており、当該事業所の経理担当であった者は、「申立人は管理職だったとはいえ、C（職種）につくことが多かった。社会保険の手続には関与していないと思う。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは

認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 6 年 1 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

## 千葉厚生年金 事案1149

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月31日まで  
社会保険事務所から説明され、A社における私の申立期間に係る標準報酬月額が著しく下げられていることを知ったが、そのように下げられる覚えは無いので標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌年の4年12月18日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年1月から同年6月までの期間については41万円から、同年7月から同年9月までの期間については47万円から、それぞれ20万円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、上記遡及訂正は、申立人が当該事業所を離職した日の平成3年11月1日から約1年1か月後に行われており、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年1月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便で、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成4年3月31日となっているが、私は3月末まで勤めていたので、同年3月が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。同年3月の給与明細書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和63年4月から平成4年3月までの給与明細書（その記載により当月控除であることが推認できる。）及び事業主の回答により、申立人が4年3月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の記録における申立人の離職日は平成4年3月30日で、厚生年金保険の資格喪失日はその翌日の同年3月31日となっていることと符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで

私の平成4年2月から5年5月までの標準報酬月額が34万円に引き下げられているが、当時の給与は120万円くらいあり、遡<sup>そきゅう</sup>及して記録の訂正を行った覚えはないので、正規の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年6月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の同年9月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年2月から5年5月までの期間について53万円から34万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正処理は、同事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成5年9月20日から8日後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和50年4月1日から勤務し、9月から11月までの3か月間については厚生年金保険に加入した。給与明細書でもそのことが記録されている。ところが、社会保険庁の記録では2か月しか被保険者の記録がないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和50年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年12月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年10月から6年9月までは36万円、同年10月から7年1月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年2月28日まで

私は、昭和61年6月2日から平成7年2月28日まで、A県B市Cに在ったD社に勤務していたが、今般、E社会保険事務所から、8年2月21日付けで5年10月から6年9月までの期間の標準報酬月額が36万円から17万円に、同年10月から7年1月までは38万円から17万円にさかのぼって減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上その記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、約1年後の8年2月21日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年10月から6年9月までの期間については36万円から、同年10月から7年1月までの期間については38万円から、それぞれ17万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、D社の閉鎖登記簿謄本により役員でなかったことが確認できる上、申立期間当時の代表取締役及び同僚二人は、申立人が厚生年金保険関係事務には関与していなかった旨、回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なもの

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年10月から6年9月までは36万円、同年10月から7年1月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 3 月 20 日まで

私は、平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 3 月 20 日まで、A 区 B に在った C 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、今般、D 社会保険事務所から、当該加入期間の標準報酬月額が 5 年 1 月 5 日付けで、26 万円から 8 万円に減額されている旨説明された。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社は、平成 4 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 2 か月後の 5 年 1 月 5 日付けで、申立人の標準報酬月額が 2 年 12 月から 3 年 2 月までの期間について、26 万円から 8 万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、C 社の閉鎖事項全部証明書から、申立人は役員でなかったことが確認でき、上記遡及訂正は、当該事業所における申立人の被保険者資格喪失日（平成 3 年 3 月 20 日）から約 1 年 10 か月後に行われている上、申立期間当時、厚生年金保険関係事務を担当していた社員を含む元同僚 3 人及び営業部門担当元取締役は、申立人が営業業務のみに従事していた旨、供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和47年4月1日から平成15年3月31日までA社に継続して勤務し、休職なども全く無く、勤務期間が1日抜けるなどの事実は無かった。昭和55年7月1日がB支所から本社への赴任辞令日のため、C社会保険事務所への資格喪失届の期日は同日となるべきところ、同年6月30日としたためと思われる。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書、事業主保管の人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年7月1日に同社B支所から同社本社D（部署）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び昭和55年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和55年6月30日に資格喪失した旨の記載及び社会保険事務所の確認印がある

ことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成2年8月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは32万円、同年10月については34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年11月4日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が著しく低い額となっていた。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年11月4日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約6か月後の5年5月6日付けで、2年8月から3年9月までは30万円から24万円に、同年10月から4年9月までは32万円から30万円に、同年10月は34万円から30万円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、その後、6年4月4日付けで再度、4年3月から同年10月までについて30万円から11万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認でき、元同僚は、「申立人は、B（職種）を担当し、社会保険事務の担当部署があった本社ではなくC（地名）のセンター長として勤務していた。」と証言している上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、遡及訂正処理が行われた平成5年5月より前の同年1月に既に別の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年8月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは32万円、同年10月については34万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月30日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が8万円となっているが、私が当時受け取っていた月給は70万円くらいであったと記憶しているので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年4月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その1か月後の同年5月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年5月から6年3月までの期間について53万円から8万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書の写しにより、標準報酬月額53万円に相当する額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当時は取締役であったことが確認できるが、雇用保険の加入記録により、雇用保険に加入していることが確認でき、元事業主は、「申立人はB（職種）であって、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から同年7月1日まで  
社会保険事務所の記録によると、私がA社を辞める前の4か月間の標準報酬月額が大きく下げられている。納得がいかないの、正当なものに戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年7月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の同年11月27日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年3月から同年6月までの期間について59万円から14万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当該遡及訂正処理が行われるより前の平成8年5月31日に辞任している上、元同僚は、申立人が当時、B（職種）を担当していた旨、供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年8月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではないことから、納付したものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から60年8月まで

私は、昭和49年9月11日にA国へ出国して、60年9月14日に日本に帰国し、B市役所へ住民登録に行った際、国民年金課で18万円くらいの納付書をもらい、同年12月ごろまでに申立期間の国民年金保険料をすべて納付したのに未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金記録(1)欄には、昭和49年9月11日に資格喪失、60年9月14日に資格再取得した記録が記載されているので、申立期間は、国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金の制度上、海外在住の邦人は、昭和61年3月以前は国民年金の適用除外と規定されており、申立人の主張及びパスポートによれば、申立人は、49年9月11日に海外に出国して、日本に住所を有しなくなったことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかである。

さらに、申立期間以外にも未納期間が散見しており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 48 年 3 月から 56 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 48 年 3 月から 56 年 6 月まで

申立期間については、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたはずであり、未納となっていることには納得がない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の母は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 8 月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月まで  
20 歳になった昭和 51 年 1 月ごろ、A 町役場から国民年金の加入を勧められ、親や妻が町役場職員の集金により国民年金保険料の納付をしていた。昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月までの期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 51 年 1 月より A 町（現在は、B 市）において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町で職権適用により平成 8 年 9 月ごろに払い出されており、その時点において、6 年 8 月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同町において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時、加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の養母は既に亡くなっており、申立人の元妻も所在不明のため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 243 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年10月までの期間及び平成4年4月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から46年10月まで  
② 平成4年4月から5年2月まで

私は、申立期間①当時、A（職種）見習いとして住み込みで働いていた。既に他界している父が家計の管理をして一切を仕切っていたので、父が私の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったはずである。毎月集金人が来て集金していたようである。申立期間②のころは、母が病気になり介護のため私が会社を退職し実家の手伝いに入った時期であり、夫婦の年金は妻が管理していたので妻が保険料を納付していたはずである。納付したのに、未納とされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について申立人の父が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると平成4年9月以降に払い出されたことが確認でき、その時点において申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、社会保険事務所での国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果においても、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間②について、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②当時は申立人が母の介護のため会社を退職し実家の自営業の手伝いに入った時期であり収入も無く、3番目の子の出産等で経済的に生活が厳しかったと申述し、申立期間後に夫婦二人の保険料を共に免除申請した状況にあったことから、定かではないが、申立期間②の保険料は納付しな

かったと思うと証言している。

さらに、申立期間①及び②ともに申立人は保険料納付等に全く関与しておらず、申立期間①において申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする父は既に他界しており証言が得られないため、申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び44年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から同年3月まで  
② 昭和40年10月から43年3月まで  
③ 昭和44年1月から45年3月まで

私は、昭和45年11月\*日に結婚し、ある日テレビで国民年金保険料をさかのぼって納めることができるとのニュースを見て、妻が国民年金に未加入で私に未納保険料があったので、この機会に妻の国民年金の加入と二人の未納保険料の全額を納めることに決めた。妻が45年11月25日に国民年金の加入手続を行い、同日、夫婦二人分の未納保険料を納付した。さかのぼってまとめて納付できる期間に保険料を納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和45年11月にA区役所の窓口へ出向き申立期間に係る夫婦二人分の未納保険料の全額を一括して現金で納付したと主張しているが、夫婦二人分の国民年金保険料として3万円を納付し、お釣りを受け取ったとしているところ、申立人が記憶する納付したとする保険料は実際に必要な保険料額とは乖離<sup>かいり</sup>している。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳にも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記録が一切見当たらない上、申立期間当時、同区役所の窓口では過年度納付及び特例納付の現金での保険料収納を取り扱っていないことが確認でき、申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年3月まで

私は、昭和45年11月\*日に結婚し、ある日テレビで国民年金保険料をさかのぼって納めることができるとのニュースを見て、私が国民年金に未加入で夫に未納保険料があったので、この機会に私の国民年金の加入と二人の未納保険料の全額を納めることに決めた。45年11月25日に国民年金の加入手続きを行い、同日、私が夫婦二人分の44年度末までの未納保険料を納付した。さかのぼってまとめて納付できる期間に保険料を納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月にA区役所の窓口へ出向き、申立期間に係る夫婦二人分の未納保険料の全額を一括して現金で納付したと主張しているが、夫婦二人分の国民年金保険料として3万円を納付し、お釣りを受け取ったとしているところ、申立人が記憶する納付したとする保険料は実際に必要な保険料額とは乖離<sup>かいり</sup>している。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳にも申立人が一緒に納付したとする夫の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記録が一切見当たらない上、申立期間当時、同区役所の窓口では過年度納付及び特例納付の現金での保険料収納を取り扱っていないことが確認でき、申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から42年2月まで

私が20歳になったとき、国民年金保険料を集金していたA区役所の女性職員に国民年金への加入を勧められ、区役所で加入手続を行い、保険料を集金に来ていた区の女性職員に納付し、所持していた国民年金手帳に検認印を押してもらっていたのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和43年9月であることから、申立期間のうち、少なくとも41年6月以前は時効により国民年金保険料を納めることのできない期間である。

また、申立人は学生であった昭和39年5月ごろ、A区に在住し、A区役所か区の集金人に依頼し国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に納付していたと申述しているが、B市の除籍謄本附票では、申立人がB市からA区へ住所の変更を行ったのは43年8月31日となっており、申立期間当時はA区に住民登録が無いことから国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできず、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から同年10月まで  
私は昭和39年1月末に会社を退職し、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。父母と私の国民年金保険料を母がB郵便局で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に任意加入により初めて払い出されたことが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人はその母から薄茶色の国民年金手帳を受け取ったと述べているが、C社会保険事務所が保管する個人別の国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間について縦覧調査を行ったところ、申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に他界していることから加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

私の姉は、20歳から国民年金に加入しているので、当然私も20歳になった時点で国民年金に加入しているはずである。加入手続は、父が昭和43年\*月ごろに隣組の役員の所で行った。申立期間の国民年金保険料は、父が毎月集金に来ていた隣組の役員に納付していたはずであり、申立期間が未納になっている事は納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに申立人の父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和54年2月21日に任意で被保険者資格を新規に取得したと記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月29日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、申立期間について、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和54年2月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、加入状況及び納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から51年12月まで

私は、昭和54年5月に会社を辞め、A市役所へ国民年金の手続に行ったとき、担当者から40年から53年までが未納になっているので、この間を一括で納めれば国民年金の未納期間がなくなり、厚生年金保険と統合した年金がもらえるという説明を受けて、約23万円を一括で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、約23万円を一括納付したと主張しているが、申立期間を特例納付で一括納付した場合に必要な金額とは大幅に異なっている。

また、申立人は、昭和54年5月に国民年金への加入手続に行った際に、申立期間について一括納付できると説明を受け、国民年金保険料を納付したと述べているところ、同時期は第3回特例納付の実施期間中であり、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により、36年4月から38年3月までの2年間については、第3回特例納付により納付したことが確認できるが、申立人は、特例納付を行った期間についての記憶があいまいであり、受給資格取得のための納付であったことがうかがえる。

さらに、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、母と姉妹と共に昭和43年9月にA(地名)に引っ越し、私と姉は店を始めた。その後、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、私が姉妹3人分の保険料納付の手続を行った。妹の国民年金の記録はすべて納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその姉妹の計3人分の未納分の国民年金保険料を何回かに分けて納付したと主張しているところ、申立人の妹については、第2回特例納付制度を利用して、昭和42年6月から48年3月までを特例納付し、同年4月から50年3月までを過年度納付したことが確認でき、申立人の姉については、45年4月から47年9月までを特例納付し、同年10月から49年3月までを過年度納付していることが確認できる。

しかし、意見陳述を実施し、当時の状況について申立人に聴取したが、お金をやりくりして保険料を納めたとしながらも、分割して納付した保険料の合計額は覚えていないと申述している上、当時の領収書3枚を国民年金手帳に貼付していたと主張するのみで、他の納付済期間の領収書は保管されているにもかかわらず、申立期間に係る領収書のみが存在しないなど、申立内容を推認できるまでの事情はうかがえなかった。

また、申立期間のうち昭和36年4月から45年3月までの期間については、申立人の姉も未納となっており、申立人の姉は、49年4月時点で、60歳までの納付可能月数は270か月であり、年金受給に必要な300か月に30か月不足することから、特例納付及び過年度納付を行ったものと推認でき

るところ、申立人が保険料の納付を開始した 49 年 4 月時点で、60 歳までの納付可能月数は 321 か月あることから、さかのぼって納付しなければならない特段の事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1700（事案228の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和32年か33年ごろ結婚し、34年ごろA町役場に行き、私と妻の国民年金の加入手続を行った。

当時、B農協ではC（口座名）というものがあり、新聞代、電気代等を支払っていた。国民年金保険料も含まれていたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B農協の申立人と同じC（口座名）から国民年金保険料が引き落とされていたとされるその妻の国民年金保険料収納記録でも、申立期間が未納となっていること、当該C（口座名）から保険料が引き落とされていたことを示す関連資料・周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月4日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時、一緒に生活していたその兄が、申立期間の国民年金保険料が当該C（口座名）から引き落とされていたことを供述してくれると主張しているが、その兄も、申立人夫婦のC（口座名）から国民年金保険料が引き落とされていることを確認したことは無いと供述している。

また、申立人の兄及びその妻の国民年金保険料収納記録において、昭和36年4月から38年3月までが未納となっていること、及び60歳を過ぎてから、高齢者任意加入制度を活用して、国民年金の納付可能月数を満たしていることが確認され、申立人の兄及びその妻は、自らの未納期間を認識していると考えられ、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1701 (事案 229 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 32 年か 33 年ごろ結婚し、夫が 34 年ごろ A 町役場に行き、二人の国民年金の加入手続を行った。

当時、B 農協では C (口座名) というものがあり、新聞代、電気代等を支払っていた。国民年金保険料も含まれていたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 農協の申立人と同じ C (口座名) から国民年金保険料が引き落とされていたとされるその夫の国民年金保険料収納記録でも、申立期間が未納となっていること、当該 C (口座名) から保険料が引き落とされていたことを示す関連資料・周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時、一緒に生活していた申立人の義兄が、申立期間の国民年金保険料が当該 C (口座名) から引き落とされていたことを供述してくれると主張しているが、その義兄も、申立人夫婦の C (口座名) から国民年金保険料が引き落とされていることを確認したことは無いと供述している。

また、申立人の義兄及びその妻の国民年金保険料収納記録において、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までが未納となっていること、及び 60 歳を過ぎてから、高齢者任意加入制度を活用して、国民年金の納付可能月数を満たしていることが確認され、申立人の義兄及びその妻は、自らの未納期間を認識していると考えられ、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年7月まで  
平成6年4月から同年7月までの国民年金の記録が抜けているとのことだが、私の父が加入手続きし、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、1行目に平成4年11月16日に第1号被保険者資格を取得し、5年1月1日に資格喪失したこと、及び2行目に6年12月29日に第1号被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間について国民年金への加入手続きを行った形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、加入手続き及び保険料納付をしてくれたとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から7年3月1日まで

私がA社を経営した期間のうち、標準報酬月額が平成4年7月から6年10月までは8万円に、同年11月から7年2月までは9万2,000円に引き下げられているのはおかしい。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年3月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、同年12月19日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、4年7月から6年5月までの期間については53万円から8万円に、同年6月から同年10月までの期間については50万円から8万円に、同年11月から7年2月までの期間については50万円から9万2,000円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、平成5年8月に退職した社会保険の担当者は、「社会保険関係の事務は社長である申立人に引き継ぎをした。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 37 年 12 月 30 日まで  
私が申立期間勤務していたA社では、退職する女性に脱退手当金の説明を行っており、ほとんどの方が同手当金を受給していた。しかし、私は、同社での最終出勤日に、総務担当役員から「もしも今、お金に困っていないのであれば、脱退手当金を受給せずに国民年金とつなげた方がいい。」との助言を受け、脱退手当金の請求をしなかったもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における資格喪失日直後に国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号の払出日は資格喪失日から1年4か月後の昭和39年4月13日と記録されている。

また、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和38年7月4日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年3月22日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上に誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間当時、脱退手当金を受給した同僚二人は、退職時に申立人が説明を受けたとする総務担当役員から脱退手当金の説明は受けていないと述べているところ、その役員は既に亡くなっているため、脱退手当金についての助言の有無を確認することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 12 月 4 日まで  
② 昭和 42 年 12 月 21 日から 43 年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 44 年 4 月 19 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 10 日から 45 年 9 月 1 日まで、三つの会社に勤務していたが、厚生年金保険の期間照会をしたところ、47 年 3 月 17 日に脱退手当金を支給済みであるとの回答があった。自分としては脱退手当金を受け取ったことが無いのでこの記録には納得できない。再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために当初の記号番号を用いなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、当初、申立人からの聴取では「子供を連れて社会保険事務所で受給手続をしたような気もする。」と述べていたが、その後の聴取では「当時の状況については、社会保険事務所の記録を見て推測で話した。脱退手当金の制度も知らなかった。」などと述べる内容が変遷しており、記憶が曖昧であるほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 2 年 10 月 30 日まで  
私は、A社において昭和 63 年 3 月から厚生年金保険に加入し、平成 2 年 10 月に退職した。給与は、基本給と歩合給（諸賞金を含む）であったが、歩合給が厚生年金保険の標準報酬月額に反映されていないのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 63 年 3 月及び同年 4 月の給与明細書の写しにより、当該期間における申立人の給与支給総額（基本給及び歩合給の総額）は、申立人の主張するとおり、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（15 万円）の決定の基となる報酬月額（14 万 6,000 円以上 15 万 5,000 円未満）よりも高い額が支給されていたことが確認できる。

しかし、当該事業所の給与明細書は、基本給と歩合給が別々に支給されていて、基本給の給与明細書においては、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、歩合給の給与明細書においては、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人と同様に営業職であった複数の元同僚は、「申立期間当時、給与明細書は、基本給と歩合給で別々に作成されており、厚生年金保険料は、基本給からは控除されていたが、歩合給から控除されていたかどうかは不明。」と証言している上、当該事業所は、平成 13 年 11 月 1 日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて、賃金台帳等の関係資料の所在は不明であり、当時の事業主とは連絡が取れないことから、

申立期間における保険料控除の実態は不明である。

さらに、口頭意見陳述において、申立人及び代理人から、申立人に支給された歩合給から厚生年金保険料が控除されていなかったことは認識しているとした上で、当時の随時改定等の仕組みに基づいて記録の訂正をしてもらいたいとの主張があったが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づく記録訂正及び保険給付は、申立人が源泉控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額を前提としており、これを超えて記録の訂正及び保険給付を行うことはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、私の平成 3 年 5 月から 6 年 3 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 6 年 4 月 30 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 1 年半後の 7 年 9 月 29 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 3 年 5 月から 6 年 3 月までの期間について 53 万円から 9 万 2,000 円に遡<sup>そく</sup>及<sup>きゅう</sup>して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、当該遡及訂正に関与していない。」と主張しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押印された届書でなければ受け付けない。」と回答しており、申立人は、代表者印を自分で保管していたと認めていることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 34 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 54 年 4 月まで

申立期間①について、私は、中学校卒業後、3年から4年の間、A社に勤務した。また、申立期間②については、B市のC社に、同社が倒産するまで正社員として勤務した。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、元同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と親族関係にある元取締役は、昭和 32 年 5 月から当該事業所に勤務したと述べているところ、同人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録により、38 年 4 月 1 日であることが確認できる上、申立人は、「父は、私が勤務する以前から農作業ができないとき、当該事業所で働いていたように思う。」と述べているところ、申立人の父の当該事業所における資格取得日は、41 年 6 月 27 日であることが確認できることから、当該事業所では、勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 32 年 6 月 1 日であることが確認でき、当該事業所は、申立期間の一部において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、当該事業所は昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在は不明で、元事業主

及び社会保険の事務担当者は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が事業主及び工場長の氏名を記憶していること、及び退職の理由を具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している元同僚3人については、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を確認できない上、当該事業所の元工場長は、「申立期間当時、臨時社員（パートやアルバイト）がいた。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しており、申立期間②を含む昭和52年4月から55年8月までの期間について、国民年金保険料の納付に関する法定免除を受けていたことが確認できる。

このほか、当該事業所は昭和54年5月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在は不明で、元事業主と連絡が取れないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 30 日から 34 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 20 日から 47 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していた。社会保険庁からの通知では、これらの期間が空白になっていた。これらの期間も確かに勤務したはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、勤務先の名称及び場所を詳細に述べていることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は勤務期間の記憶が曖昧な上、複数の元同僚に聴取したが、申立人の申立期間におけるA社の勤務実態について証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、平成 13 年 12 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明で、元事業主とも連絡が取れないことから、申立期間①当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、元事業主及び元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、B社は、昭和56年7月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「申立期間②当時の賃金台帳等の関係資料が無く、申立人の申立期間②当時の勤務実態は不明である。」と回答している上、元同僚に聴取しても、申立人の勤務実態に係る証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、元事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人は、日払いで社会保険には加入していなかったと思う。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和47年4月から国民年金保険料を納付しており、その国民年金手帳の記号番号は、48年3月に社会保険事務所からD市に払い出されたものであることが確認できることから、申立人は、申立期間③当時、国民年金加入期間であることを承知していたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みであることから、申立人の申立期間③当時の勤務実態を確認することができず、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から10年7月13日まで  
社会保険庁の記録では、私の平成8年5月から10年6月までの標準報酬月額が15万円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、当初、申立期間については59万円と届け出られていたが、当該事業所が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなる平成10年7月15日の約2か月前の同年5月7日付けで、15万円に遡<sup>そく</sup>及<sup>く</sup>して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、昭和60年11月30日から平成9年12月28日までの長期にわたり取締役であったことが確認できる上、元同僚は、申立人が取締役退任後も社会保険事務<sup>てきゆう</sup>手続に係る実質的な権限を有していたと供述している。

また、申立人は、当該遡及訂正について、自ら社会保険事務所に赴き、標準報酬月額の訂正の届出をしたことを認めている上、元同僚は、「申立人が代表取締役と相談して、申立人及び代表取締役の標準報酬月額の訂正を行った。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に直接関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から15年5月1日まで

私は、社会保険事務所から、滞納保険料を減らすことができると提案があったため、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、申立期間の訂正届を出したが、元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成15年5月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年6月18日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、14年8月から同年11月までの期間については41万円から、同年12月から15年4月までの期間については36万円から、それぞれ9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納の事実を認識していたこと、標準報酬月額の訂正処理に必要な代表者印を自分で管理していたこと、及び自ら当該標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の届出を行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。